子ども向け地球温暖化防止啓発リーフレットデザイン作成等業務委託仕様書

1. 業務名　子ども向け地球温暖化防止啓発リーフレットデザイン作成等業務委託

２．リーフレットタイトル（仮）：「地球の温暖化をみんなで防ごう！」

３．業務目的

　　県内の子どもに地球温暖化をより身近な問題として捉え、行動していただけるよう情報発信することを目的に、地球温暖化の概要や県における気候変動の影響、地球温暖化防止につながる取組などを、子どもでもわかる平易な言葉やイラスト等で可視化したリーフレットを作成する。

４．業務内容

（１）打合せ

　　県が提供する資料・画像をもとに、リーフレットのコンセプト、レイアウト、使用するイラスト、デザイン等の打合せを行う。

（２）リーフレットのデザイン案作成

　　　（１）の打合せを踏まえ、リーフレットのデザイン案を複数案提示し、県と協議のうえ、デザインを決定する。

　　　なお、コンセプトにそぐわない場合等は、大幅な修正・変更等を行う場合があるので留意すること。

（３）校正

　　　別添「印刷物仕様書」のとおり校正・色校正（カラープリンタ等可）を行う。

６. 作成内容

　　リーフレット等の作成内容については、以下のとおりとする。

・リーフレット（Ａ４・両面８頁・観音折り／再生コート紙）　1,500部

　　　・リーフレットの電子データ　１式

７．履行期間　契約締結日～令和６年１月３１日（水）

８．納品場所　三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課（三重県津市広明町１３番地）

９．その他

（１）本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡しが完了したときに三重県へ移転するものとする。

（２）本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む）は、成果物の引渡しをもって三重県に移転するものとする。また、著作権は成果物に係る著作者人格権を将来にわたって行使しないものとする。

（３）受託者は本業務の実施過程で知り得た情報については、契約期間中、または契約期間終了後を問わず、三重県の了解なく第三者に漏らしてはならない。

（４）受託者は、業務の履行にあたって暴力団、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第２条に規定する暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

1. 断固として不当介入を拒否すること。
2. 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
3. 委託者に報告すること。
4. 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

（５）受託者が（４）の（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物　件関係からの暴力団等排除条例第７条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

（６）業務の実施に際し必要な費用はすべて委託金額に含むものとする。

（７）本業務にかかる印刷については、「みえ･グリーン購入基本方針」に基づく「令和５

年度環境物品等の調達方針　３役務　印刷」の判断基準を満たすこと。（同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているので、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第６条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和５年２月）　２２－２印刷」の「判断の基準」を満たすこと。ただし、作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。

　参考：「みえ･グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」

三重県ホームページ

http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」

グリーン購入法．Net

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html